

写

令和5年度

財政援助団体等
監査結果報告書

諏訪市監査委員

令 5 諷 監 第 2 9 号

令和 6 年 3 月 2 5 日

諷 訪 市 長 金 子 ゆかり 様

諷 訪 市 議 会 議 長 横 山 真 様

諷 訪 市 監 査 委 員 中 澤 芳 雄

諷 訪 市 監 査 委 員 吉 澤 美 樹 郎

令和 5 年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、別紙のとおり財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別
地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の実施日
令和6年2月1日（木）

3 監査の対象団体
株式会社 ダンロップスポーツウェルネス

4 所管課所
健康福祉部 健康推進課

5 監査の執行者
諏訪市監査委員（識見委員） 中 澤 芳 雄
諏訪市監査委員（議選委員） 吉 澤 美 樹 郎

6 監査の目的及び実施方法
監査対象団体への財政援助に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、あらかじめ指定し提出させた資料等に基づき、対象団体の施設職員、所管課所より説明を聴取し、内容を把握するとともに、質疑形式により諏訪市監査基準に準拠して監査を実施した。

なお、監査実施日において、今年度における当該財政援助に係る事業が継続中であることから、前年度における出納その他の関係事務を説明聴取の範囲として、当該財政援助事業に係る会計経理の適否及び妥当性について検証した。

7 監査の結果
対象団体に対する財政援助に係る出納その他の事務は、概ね適正に実施されているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項及び助言事項は、監査時に口頭で言及したので、本報告書では割愛するが、所管課所の指導の下、引き続き財政援助の趣旨に従い、所期目的の達成に向け、適正な事業展開、執行に努められたい。

8 監査意見
監査における個別の意見は以下のとおりである。

(1) 公の施設の指定管理者監査

i) 監査の対象とした公の施設の指定管理者の所在及び名称

名称 株式会社 ダンロップスポーツウェルネス

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 10 番地 1

ii) 所管部局名

健康福祉部 健康推進課

iii) 指定管理者に管理を行わせている施設の概要

(ア) 監査の対象

施設の名 称	指 定 管 理 料 (令和 4 年度)	指 定 管 理 者 の 指 定 の 期 間
諏訪市温泉・温水利用型健康 運動施設「すわっこランド」	69,540,900 円	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

(イ) 指定管理者が行う業務内容

施設の名 称	業 務 の 内 容
諏訪市温泉・温水利 用型健康運動施設 「すわっこランド」	(1) 温泉・温水施設の運営に関する業務 (2) 温泉・温水施設の利用の許可に関する業務 (3) 温泉・温水施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 温泉・温水施設の利用向上に資する事業の企画及び実施に関 する業務 (5) その他市長が必要と認める業務

iv) 監査の意見

監査対象とした指定管理者制度に係る施設は、諏訪市の豊富な温泉資源と諏訪湖流域下水道終末処理場の余熱の有効利用を図るとともに、諏訪湖スタジアムや諏訪中央公園との一体的な整備により、子どもからお年寄りまで幅広い年代の市民の健康増進を図るとともに、市民が憩う温泉施設との融合を目的に平成 17 年 4 月に開設され、平成 24 年度からは指定管理者制度を導入し、令和 4 年 4 月から株式会社ダンロップスポーツウェルネスが指定管理者として指定されている。

今次監査においては、所管部局及び指定管理者からの説明並びに諸帳簿と関係書類等により監査を行った。

平成 17 年のオープン以来、年間 26 万人以上に利用されてきた施設であるが、コロナ禍により、令和 2 年度には 15 万人まで減少した。しかし、令和 4 年度は 22 万人まで回復し、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により、令和 5 年 12 月には入館者数 500 万人を達成する

など、さらに前年度を上回る利用者数の増加が期待される。利用者数の減少と物価高騰や光熱費の上昇で大変厳しい経営となっているが、様々な自主事業を工夫して実施し、利用者数の増加と市民の健康増進に努めている。

施設は、開設から18年を経過し、老朽化してきているが、計画的な修繕を行い、券売機の入れ替えによりキャッシュレス決済が可能となるなど利用者の利便性の向上にも努めている。

モニタリングの状況については、指定管理者、所管課、利用者アンケートで事業評価を行い、PDCAサイクルが機能していることを確認した。しかし、利用者アンケートのサンプル数が少ないことから、幅広いニーズの把握のため、利用者意見やアンケートの回収数を増やしながら今後の事業展開に活かしてもらいたい。

今後、修繕費用や物価上昇による諸経費の増加が心配されるが、市民の健康増進の拠点として、安全を第一に運営し、利用者数の回復により収益が好転することを期待する。

(2)財政援助団体等監査

i) 監査の対象とした団体等の所在及び名称

名 称 株式会社 ダンロップスポーツウェルネス

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 10 番地 1

ii) 所管課所名

健康福祉部 健康推進課

iii) 補助金の概要

(ア) 監査の対象

補助金の名称	補助金額	申請年月日	交付決定年月日	事業完了年月日
諏訪市すわっこランド 価格高騰対策支援 補助金	25,000,000 円	令和 5 年 1 月 6 日	令和 5 年 1 月 13 日	令和 5 年 3 月 31 日

(イ) 補助金の目的

補助金の名称	補助金の目的
諏訪市すわっこランド価格 高騰対策支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油や電力価格の高騰及び円安に伴う物価高騰の影響を多分に受けているすわっこランドにおいて、電気、ガス代等の管理運営経費を支援することにより、当該施設の市民に寄り添った経営及び安定したサービス提供の継続を図る。

iv) 監査の意見

監査の対象とした補助金は、令和 4 年度中における電気、ガス代その他物価高騰の影響を受ける管理運営業務を継続するために要する経費を補助対象として、諏訪市補助金等交付規則の補助金等取扱基準により交付されている。

今次監査においては、所管課所及びすわっこランド指定管理者である株式会社ダンロップスポーツウェルネスからの説明並びに諸帳簿と関係書類等により、当該補助金は交付目的に沿って執行され、補助金の出納は適正に管理されていることを確認した。

コロナ禍による利用者の減少、高騰した物価等により厳しい運営となっているが、当該補助金を活用して 25m プールろ過機インバータ設置、2 階東側屋根照り返し防止塗装、館内照明 LED 化を実施して光熱費の抑制につなげ、飲食メニューの提供時間の見直しによりガス代等の削減に取り組んでいる。

今後も原油や電力、物価の上昇等による光熱費や諸経費の増加が心配されるが、健康推進課と連携を図り、利用者の健康増進のために市民に寄り添い安定したサービスの提供に努められたい。